

議案第69号

備前市八塔寺ふるさと館設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市八塔寺ふるさと館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市八塔寺ふるさと館設置条例の一部を改正する条例

備前市八塔寺ふるさと館設置条例(平成17年備前市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「備前市吉永町加賀美817番地の22」を「備前市吉永町加賀美817番地22」に改める。

別表第1中「123,400円」を「125,710円」に改める。

別表第2中「1,020円」を「1,040円」に、「2,570円(3,590円)」を「2,610円(3,660円)」に、「3,590円(4,620円)」を「3,660円(4,710円)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から施行の日にかけての1泊に係る使用料については、なお従前の例による。